## 羽生市立三田ケ谷小学校及び村君小学校跡地利用庁内検討委員会設置規程

(設置)

第1条 羽生市立三田ケ谷小学校及び村君小学校(以下「三田ケ谷小学校等」という。)跡地の活用方法について検討するため、羽生市三田ケ谷小学校及び村君小学校跡地利用庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告するものとする。
- (1) 三田ケ谷小学校等の跡地の活用方法に関すること。
- (2) その他跡地活用に係る必要事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員6人で組織する。
- 2 委員は、地域振興課長、企画課長、財政課長、まちづくり政策課長、教育総務課長及び生涯学習課長の職にある者をもって充てる。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、第2条の規定による報告をした日までとする。
- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選より定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(オブザーバー)

- 第7条 会議の議事について相談し、又は助言を得るため、総務部長及び企画財務部長の職にある者をオブザーバーとして置く。
- 2 オブザーバーの任期は、第4条第1項に規定する日までとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財務部財政課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令達の日から施行する。

(会議の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、初回の会議は財政課長が招集する。